仙　台　市　優　良　建　設　工　事　表　彰　要　綱

（昭和５３年２月１０日 市長決裁）

（目　的）

第１条　この要綱は，建設業者及び技術者（以下「建設業者等」という。）の技術の向上，発展及び建設業の振興を図るため，建設業者等の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

（表彰基準）

第２条　表彰は，仙台市が発注する建設工事のうち，別に定める表彰基準に基づいて，特に優秀と認められる工事を行った建設業者及び当該工事に配置された技術者に対して行う。

（表彰の決定）

第３条　検査課長は，工事担当部（課，所）長からの表彰者の推薦を受け，選考委員会に内申する。

２　選考委員会は，前項の内申に基づき審査を行い，その結果を市長に答申する。

３　市長は，前項の答申に基づき表彰者を決定する。

（選考委員会）

第４条　選考委員会は，藤本副市長，財政局長，都市整備局長及び建設局長をもって構成する。

２　選考委員会に委員長を置き，前項の副市長をもって充てる。

３　委員長は，会務を総括し選考委員会を代表する。

４　委員長に事故あるときは，財政局長がその事務を処理する。

（表　彰）

第５条　表彰は，表彰状に記念品を添えて行う。

（表彰の取り消し）

第６条　市長は，表彰を行った建設業者又は技術者について，第２条の表彰基準に反する事実が判明した場合は，表彰を取り消すことができる。

２　第３条の規定は，前項の場合について準用する。この場合において，同条第１項中「工事担当部（課，所）長からの表彰者の推薦」とあるのは「第２条の表彰基準に反する事実を把握した関係部（課，所）長からの申出」と，同条第３項中「表彰者」とあるのは「表彰の取消し」と読み替えるものとする。

（補　則）

第７条　この要綱に定めるもののほか，必要な事項は別に定める。

附　則

この要綱は，昭和６１年５月１日から実施し，昭和６０年度の建設工事から適用する。

附　則　（平成元年１２月２０日改正）

この要綱は，平成元年１２月２０日から実施し，平成元年度の建設工事から適用する。

附　則　（平成３年８月２７日改正）

この要綱は，平成３年８月２７日から実施し，平成２年度の建設工事から適用する。

附　則　（平成５年９月２日改正）

この要綱は，平成５年９月２日から実施し，平成４年度の建設工事から適用する。

附　則　（平成６年８月１７日改正）

この要綱は，平成６年８月１７日から実施し，平成５年度の建設工事から適用する。

附　則　（平成７年７月１日改正）

この要綱は，平成７年７月１日から実施し，平成６年度の建設工事から適用する。

附　則　（平成１３年４月１日改正）

この要綱は，平成１３年４月１日から実施し，平成１２年度の建設工事から適用する。

附　則　（平成１５年４月１日改正）

この要綱は，平成１５年４月１日から実施し，平成１４年度の建設工事から適用する。

附　則　（平成１６年４月１日改正）

この要綱は，平成１６年４月１日から実施し，平成１５年度の建設工事から適用する。

附　則　（平成１７年４月１日改正）

この要綱は，平成１７年４月１日から実施し，平成１６年度の建設工事から適用する。

附　則　（平成１８年４月１日改正）

この要綱は，平成１８年４月１日から実施し，平成１７年度の建設工事から適用する。

附　則　（平成１９年４月１９日改正）

この改正は，平成１９年４月１９日から実施し，平成１８年度完成工事の表彰から適用する。

附　則　（平成２０年５月１日改正）

この改正は，平成２０年５月１日から実施し，平成１９年度完成工事の表彰から適用する。

附　則　（平成２２年４月２３日改正）

この改正は，平成２２年４月２３日から実施し，平成２１年度完成工事の表彰から適用する。

附　則　（平成２５年３月１９日改正）

この改正は，平成２５年４月１日から実施する。

附　則　（平成２６年３月２８日改正）

この改正は，平成２６年４月１日から実施する。

附　則　（平成２９年８月３０日改正）

この改正は，平成２９年９月１日から実施する。